

道の駅「(仮称) あきたかた」調査設計等業務公募型プロポーザル参加表明書に係る質問に対する回答について

回答日：平成 29 年 6 月 21 日（水）

NO	項目	質問事項	回答
1	様式 4-1～4-6、様式 5 予定技術者の経歴調書等	委託期間中の手持業務予定は、プロポーザル実施公告日の平成 29 年 6 月 12 日現在のものとしてよろしいでしょうか。	平成 29 年 6 月 12 日から平成 29 年 6 月 26 日（参加意向申出書提出期限）までの間であれば、いずれの日でも構いません。
2	様式 3 事務所の同種・類似施設 実績調書	実績を称する補足書類として A 3 判図面の添付は可能でしょうか。（A 4 判折とします。）	様式 3 に記入した業務実績を確認できる図面であれば、特に大きさは問いません。
3	プロポーザル実施要領 P8 履行実績	建物の類型は第 5 号となっておりますが、別の類型（例えば第 9 号）に道の駅のような販売店及びレストランが含まれている場合は、それらの面積が 700 m <sup>2</sup> 以上ある場合は実績として認められるでしょうか。	履行実績が認められる業務については、道の駅「(仮称) あきたかた」調査設計等業務公募型プロポーザル実施要領 P8 に記載しているとおりです。従いまして、ご質問にあります類似施設については、第 5 号以外の建築物の類型は認められません。
4	プロポーザル実施要領 P2 参加資格	3 参加資格について⑥「これに類似する施設」とは～（新築に限る）とあるが、同種業務は改築、増築を含んでもよいのでしょうか。	同種業務においても、新築に限ることとしています。
5	設計者選考要領 P4 配置技術者（主任技術者）の資格	（2）配置技術者（主任技術者）の資格の、評価する技術者資格の欄の中に「構造設計一級建築士、一級建築士」が求められておりますが、建築積算業務が構造一級建築士の資格でなければならない理由をご教示ください。 又建築（積算）につきましては、建築積算士の資格については評価対象にならないのでしょうか。	積算業務は事業費に直結するものであり、限られた予算の中で建築工事の発注を行うことになれば、より精度の高い技術力や能力を有した建築士の関与が求められると判断し、本市ではその積算事務に当たっては構造設計一級建築士、一級建築士、二級建築士のいずれかの資格を有する者を求めることとしています。 なお、ご質問にあります建築積算士の資格については、このたびは対象外としています。
6	様式 8.9	外枠を広げてもよろしいでしょうか。	外枠を広げて作成していただいても構いません。